病棟生活の流れ【月曜日～日曜日のタイムスケジュール】

6:00	起床
7:00	洗面、整容等
8:00	朝食
9:00	トイレ、車椅子乗車
10:00	入浴 ●筋ジストロフィー・ALS等病棟 ●重症心身障害病棟
11:30	昼食 安静、トイレ、車椅子乗車
14:00	入浴 ●筋ジストロフィー・ALS等病棟 ●重症心身障害病棟
17:00	夕食 洗面、整容、トイレ等
18:00	自由時間
20:00	安静
21:00	就寝

※必要な医療、看護ケアや検査等は緊急時を除き可能な限りご本人の活動日課に合わせて対応いたします。
※入浴は週2回、病棟ごとに曜日が異なります。
※ご本人の年齢、状態像、ご意向を伺いながら個別活動、グループ活動、誕生会、外出支援、病棟毎のイベント等、療育活動を支援いたします。人工呼吸器の方も参加しています。

病棟生活の様子

スヌーズレン室では、さわる、ゆれる、香り、光や暗がりなどを安全に体験できます

写真サークルでの桜の撮影風景がFMぴうからのSNSで紹介されました（筋ジストロフィー・ALS等病棟）

菜園（ゆめふぁーむ）では患者さんと野菜や花を栽培しています

ご家族も一緒に行事に参加していただいています（重症心身障害病棟「ファッションショー2024」）

車椅子で乗れるリフトバスが3台あり、外出支援をおこなっています

絵手紙サークル、ボランティアさんも作品作りを手伝ってくださいます（筋ジストロフィー・ALS等病棟）

交通のご案内

電　　車／JR信越本線　柏崎駅下車　徒歩25分
タクシー／柏崎駅より約10分（約1,300円）
バ　　ス／越後柏崎観光バスに乗車
「赤坂山公園線」にて13分　新潟病院下車
自 動 車／北陸自動車道　柏崎インターチェンジより20分
米山インターチェンジより10分

●お問い合わせ先●

独立行政法人 国立病院機構
新潟病院（療育指導室）
〒945-8585 新潟県柏崎市赤坂町3番52号
TEL.0257-22-2126（内線3340）
URL　https://niigata.hosp.go.jp

障害者総合支援法による「療養介護」のご案内

【対象】
重症心身障害、筋ジストロフィー・ALS等神経筋疾患の方でお住まいの市町村が認め対象となった18歳以上の方

独立行政法人 国立病院機構
新 潟 病 院

対象となる方の例

対象となる方の例 1

■診断名／筋ジストロフィー・ALS、パーキンソン病等の神経筋疾患の方
■障害支援区分／5以上
■医療的ケア／人工呼吸器を使用され、胃ろう等による栄養管理をされている方、吸引等
■生活面／移動に車いすをご利用されたり、着替え、排泄等の生活全般に介助が必要な方
■病棟／6病棟、7病棟が想定されます

対象となる方の例 2

■診断名／脳性麻痺、てんかん等
■障害支援区分／5以上
■医療的ケア／人工呼吸器等を使用される方、胃ろう等による栄養管理をされている方、吸引等
■生活面／子どもの頃から長期間にわたり身体障害により移動に車いすをご利用されたり、着替え、排泄等の生活全般に介助を必要とされる方、話をしたりご自分の意思を伝えることが困難な状況の方
■病棟／4病棟、5病棟が想定されます

対象となる方の例 3

■上記1、2以外の診断名の方で医療的ケアスコア16点以上、サービス利用を必要と判断された方

※療養介護の利用可否については市町村の判断によるところが大きく、上記と同様の状態像であっても療養介護の対象とならない場合も考えられます。個別具体的なご相談は市町村と協議を重ねていきます。

障害者総合支援法　療養介護とは

療養介護は障害者総合支援法に基づくサービスの一つです。
病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者／18歳以上の方】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる方。

①気管切開に伴う呼吸器管理を行っている患者で障害支援区分6の方
②障害支援区分5以上で下記の方
- 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
- 医療的ケアスコアが16点以上
- 遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上
- 行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的スコア8点以上
- その他、上記に準ずる者として市町村が認めた方

病棟生活を支える領域

医　療	生活の充実には体調管理が重要です。毎日の体調管理のほか定期検査の実施、すぐに医師の診察を受けることができます。
看護ケア	医療ケアと共に生活支援を行います。趣味やご希望の活動が行えるよう療育指導室やリハビリ等、様々な職種と連携しています。
リハビリ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がご本人に合わせたプログラムを提供しています。車椅子等の作製や修理のご相談にも応じています。
栄養管理	週2回の選択食、季節に合わせた行事食を提供し、食事を楽しんでいただけるようにしています。
日中活動	主に保育士、児童指導員が中心となり個別活動、サークル、季節行事、外出支援、ご本人のご希望に応じて活動を支援いたします。

ご利用までの流れ

1. 外来受診
2. 療養介護（待機登録申請）
3. 障害支援区分の認定調査／判定
4. 相談支援事業所の認定
5. サービス等利用計画書の作成
6. 支給決定
7. 契約締結
8. サービス利用開始

1ヶ月の利用料金（めやす）

1ヶ月の自己負担額は、患者本人（及び配偶者）の前年1年間の保険情報や収入情報、各種証書等を加味し、自治体が算出します。詳しい金額は自治体の担当課でご確認ください。また、1ヶ月の日用品費（歯ブラシ、オムツ等、病棟全体で購入するもの）については事業所が年度ごとに必要な額の算出を行い、自己負担していただいています。
※下記の金額と異なる場合がございます。

福祉サービス費

- 生活保護 …… 0円
- 低所得 …… 0円
- 一般 …… 37,200円

療養介護医療費

- 生活保護 …… 0円
- 低所得1（障害年金2級）…… 15,000円
- 低所得2（障害年金1級）…… 24,600円
- 一般（重度障害者）…… 37,200円
- 一般 …… 40,200円

食事療養費

- 生活保護　医療券に含む
- 非課税 …… 14,880円
  （非課税世帯で91日以上の入院、標準負担額減額認定証がある方）
- 非課税 …… 19,530円
  （非課税世帯で標準負担額減額認定証がある方）
- 一般（指定難病受給者）…… 24,180円
- 一般（課税世帯）…… 42,780円

日用品費

- 入浴に関する経費（シャンプー、ボディソープ等）
- 口腔ケアに関する経費（電動歯ブラシ等、歯磨き粉）
- タオル類の経費　●理髪等　●オムツ等
- ペーパー類（ティッシュペーパー）
- 予防接種（インフルエンザ予防接種）
- 活動や行事等の費用

※日用品費は年度ごとに算出します。